

自転車利用者の保険加入義務化！！

令和6年10月からは、自転車保険へ加入しなければなりません

「下関市自転車の安全で適正な利用促進に関する条例」、

「山口県自転車の安全で適正な利用促進条例」に基づき、

令和6年10月から、下関市も含め、山口県内で自転車を利用する方は、自転車保険（自転車損害賠償責任保険・共済）に加入しなければなりません。

自転車利用者は自転車保険に加入しましょう！

自転車事故で加害者となり、損害賠償額が数千万円となった事例が発生しています。もしもの時のために、かならず自転車保険に加入しましょう。

保険加入は、被害者へのすみやか・確実な補償、加害者の賠償負担軽減につながります。



交通ルールを守り、「自転車にやさしいまちづくり」を目指しましょう。

お問い合わせ：下関市都市整備部都市計画課庶務係

☎083-231-1360

✉tstoshik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

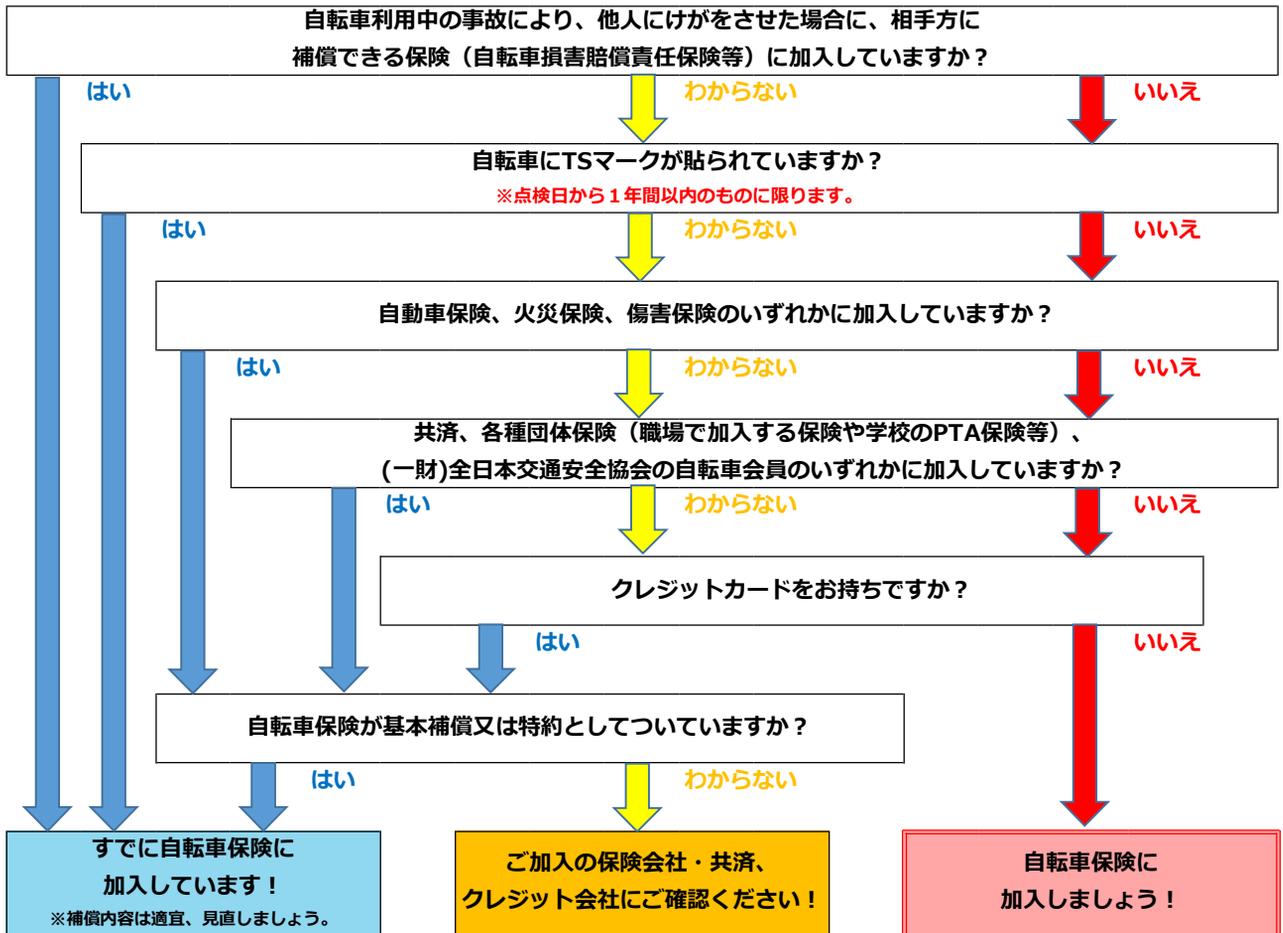
<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/73/119432.html>



自転車加害事故 賠償事例

- ①男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聴きながら、無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官と衝突。警察官が約2か月後に死亡した。
→ 賠償額 9,330万円 (令和2年7月高松高裁)
- ②信号無視した会社員男性の自転車が、横断歩道を渡っていた女性と衝突し、女性が死亡した。
→ 賠償額 4,746万円 (平成26年1月東京地裁)
- ③男子小学生が夜間、自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路で、歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
→ 賠償額 9,521万円 (平成25年7月神戸地裁)

あなたは自転車保険に加入していますか？



自転車安全利用五則を守りましょう！

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



下関市 せきまる

※詳しくは警察庁HP等に記載の「自転車安全利用五則」をご確認ください。